

太田市母子家庭及び父子家庭自立支援教育訓練給付金事業実施要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、太田市に住所を有する母子家庭の母及び父子家庭の父に対し、母子及び父子並びに寡婦福祉法（昭和39年法律第129号。以下「法」という。）第31条第1号（法第31条の10において準用する場合を含む。）の給付金として支給する太田市母子家庭及び父子家庭自立支援教育訓練給付金（以下「給付金」という。）について、法、母子及び父子並びに寡婦福祉法施行令（昭和39年政令第224号）及び母子及び父子並びに寡婦福祉法施行規則（昭和39年厚生省令第32号。以下「省令」という。）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(対象講座)

第2条 給付金の支給の対象となる講座は、次に掲げるものとする。

- (1) 雇用保険法（昭和49年法律第116号）及び雇用保険法施行規則（昭和50年労働省令第3号）の規定による一般教育訓練に係る教育訓練給付金の指定教育訓練講座
- (2) 雇用保険法及び雇用保険法施行規則の規定による特定一般教育訓練に係る教育訓練給付金の指定教育訓練講座
- (3) 雇用保険法及び雇用保険法施行規則の規定による専門実践教育訓練に係る教育訓練給付金（以下「専門実践教育訓練給付金」という。）の指定教育訓練講座
- (4) 前3号に掲げるもののほか、太田市の実情に応じて市長が定める講座

(支給対象者)

第3条 給付金の支給対象者は、太田市に住所を有する母子家庭の母又は父子家庭の父（法第6条第1項又は第2項に規定する配偶者のない者で現に児童（20歳に満たない者をいう。以下同じ。）を扶養しているものをいう。）であって、次に掲げる全ての要件に該当するものとする。

- (1) 児童扶養手当の支給を受けている者と同等の所得水準にあること。（ただし、児童扶養手当法施行令（昭和36年政令第405号）第6条の7の規定は適用しない。）
- (2) 就業経験、技能及び資格の取得状況並びに労働市場の状況などから判断して、当該教育訓練を受けることが適職に就くために必要であると認められるものであること。
- (3) 太田市又は他の地方公共団体において、給付金の支給を受けた者でないこと。

(支給対象経費)

第4条 給付金は、受給資格者が教育訓練の受講のために支払った費用（以下「教育訓練経費」という。）であって次の各号に掲げるものを対象として支給する。

- (1) 教育訓練施設長の長が証明する教育訓練施設に対して支払われた入学金（対象教育

訓練の受講の開始に際し当該教育訓練施設に納付する入学料又は登録料)

(2) 受講料 (受講に際して支払った受講料、教科書及び教材費 (受講に必要なソフトウェア等補助教材費を含む。))

(3) 前2号の経費に係る消費税及び地方消費税相当額

2 教育訓練経費であっても、次の各号に掲げるものは、給付金の支給の対象としない。

(1) 受講に当たり指定された補助教材でない補助教材に係る費用

(2) 補講を受けた場合のその費用

(3) 教育訓練施設が実施する各種行事等の参加に係る費用

(4) 学債等将来受講者に対して現金還付が予定されている費用

(5) 受講に係る交通費

(6) パーソナルコンピュータ、ワープロソフト等及びその他の器材等に係る費用

(7) 教育訓練経費をクレジットカードの利用等クレジット会社を介して支払う契約をした場合におけるクレジット会社に支払う分割払い等の手数料、金利等

(事前相談の実施)

第5条 給付金の支給を受けようとする受給資格者 (以下「受給希望者」という。) は、希望職種、職業生活の展望等をもとに、受講する講座について、事前に市長へ相談するものとする。

2 受給希望者は、前項の相談をするときは、太田公共職業安定所が発行する教育訓練給付金支給要件回答書 (以下「回答書」という。) を提示するものとする。ただし、過去に雇用保険等への加入が無く、回答書が発行されない場合は、この限りでない。

(講座の指定申請)

第6条 受給希望者は、講座の指定を受けようとするときは、省令第6条の6第2項に規定する書類を添えて、児童扶養手当の支給を受けている者又は児童扶養手当の支給を受けていない者であって所得税法 (昭和40年法律第33号) に規定する控除対象扶養親族 (19歳未満の者に限る。以下同じ。) がないものにあつては、自立支援教育訓練給付金事業対象講座指定申請書 (様式第1号)、児童扶養手当の支給を受けていない者であつて同法に規定する控除対象扶養親族があるものにあつては、自立支援教育訓練給付金事業対象講座指定申請書及び16歳以上19歳未満の控除対象扶養親族に関する申立書 (様式第1号の2。以下「控除対象扶養親族申立書」という。) を受講開始前に市長に提出してその申請をするものとする。

(講座の指定)

第7条 市長は、講座の指定を行った場合は自立支援教育訓練給付金事業対象講座指定通

知書（様式第２号。以下「指定通知書」という。）により、教育訓練の必要性が無いと認めた場合は自立支援教育訓練給付金事業対象講座指定申請却下通知書（様式第３号）により当該受給希望者に通知するものとする。

（指定取消しの申請）

第８条 受給希望者は、前条に規定する指定通知書の受領後に受給資格者でなくなったときは、速やかに、自立支援教育訓練給付金事業対象講座指定取消申請書（様式第４号。以下「指定取消申請書」という。）を市長に提出するものとする。

（指定の取消し）

第９条 市長は、受給希望者から指定取消申請書の提出を受けたとき、又は受給希望者が受給資格者でなくなったことを確認したときは、当該講座の指定を取り消し、遅滞なく、その旨を自立支援教育訓練給付金事業対象講座指定取消通知書（様式５号）により当該受給希望者に通知しなければならない。

（給付金の申請）

第１０条 受給希望者は、給付金の支給を申請するときは、省令第６条の８第２項に規定する定める書類及び教育訓練経費の領収書の写しを添えて、児童扶養手当の支給を受けている者又は児童扶養手当の支給を受けていない者であって所得税法に規定する控除対象扶養親族がないものにあつては、自立支援教育訓練給付金支給申請書（様式第６号）、児童扶養手当の支給を受けていない者であつて同法に規定する控除対象扶養親族があるものにあつては、控除対象扶養親族申立書及び自立支援教育訓練給付金支給申請書を受講修了日（専門実践教育訓練給付金の支給を受けることができる受給資格者については、専門実践教育訓練給付金の支給額が確定した日）から起算して３０日以内に市長に提出するものとする。

（給付金の支給決定）

第１１条 市長は、給付金の支給の可否についての決定を行ったときは、自立支援教育訓練給付金支給決定通知書（様式第７号）により当該受給希望者に通知しなければならない。

（返還）

第１２条 市長は、偽りその他の不正の手段により給付金の支給を受けた者があるときは、その者に対し、期限を定めて、その支給を受けた給付金の一部又は全部の返還を求めることができる。

（その他）

第１３条 この要綱の施行に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この要綱は、平成28年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この要綱の施行前に廃止前の太田市母子家庭及び父子家庭自立支援教育訓練給付金事業実施規則（平成17年太田市規則第118号）の規定によってした決定、手続その他の行為であって、この要綱の規定に相当の規定があるものは、これらの規定によってした決定、手続その他の行為とみなす。

附 則

この要綱は、平成29年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成30年9月1日から施行する。

附 則

(施行期日)

- 1 この要綱は、令和元年8月9日から施行し、改正後の太田市母子家庭及び父子家庭自立支援教育訓練給付金事業実施要綱の規定は、平成31年4月1日から適用する。

(経過措置)

- 2 この要綱の施行前にこの要綱による改正前の太田市母子家庭及び父子家庭自立支援教育訓練給付金事業実施要綱の規定により行われた講座の指定申請及び講座の指定は、この要綱による改正後の太田市母子家庭及び父子家庭自立支援教育訓練給付金事業実施要綱の相当規定により行われた講座の指定申請及び講座の指定とみなす。

附 則

この要綱は、令和3年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和6年3月29日から施行し、令和5年4月1日から適用する。